

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

公表日

令和7年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>・母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・検診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表95、96項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第97条、及び第50条第20項口、第73条第1項口、第82条第1項ㄱ、第82条第3項ㄱ、第114条第1項口</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸づくり課
②所属長の役職名	健幸づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 (055-981-8230))
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 (055-981-8230))
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ、住基ネットにて照会を行うこととしている。その際は、複数人での確認及び上長による最終確認を行い、人為的ミスが発生しないように対策をとっていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 2. 事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付に関する事務	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②母子保健法による保健指導、健康診査、妊婦の届出期間又は母子健康色紙支援センターが行う事業の実施に関する事務	事後	変更に伴い、事務の概要の変更
令和2年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定定の命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定定の命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項	事後	変更に伴い、情報提供項目の追加および情報照会の開始
令和2年7月1日	評議実施機関における担当部署 ①部署	①部署	①部署 健康づくり課	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月1日	評議実施機関における担当部署 ②所長	②所長	②所長 健康づくり課長	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月1日	②-1 いつ時点の計数か		令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月1日	②-2 いつ時点の計数か		令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 2. 事務の概要	・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス提供、電子申請機能で受領する。(*) ・検診のお知らせ等は郵送、マイポータルのお知らせ機能で通知する。(**) ※子育てワンストップサービスを導入する場合	・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス提供、電子申請機能で受領する。 ・検診のお知らせ等は郵送、マイポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 3. システムの名称	健康管理システム 統合案内システム 中間サーバー サービス検索、電子申請機能(マイポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合	健康管理システム 統合案内システム 中間サーバー サービス検索、電子申請機能 申請管理システム	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定定の命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定定の命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項及び第70項	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月1日	②-1 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月1日	②-2 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月二十一日法律第二十号) (以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第49条 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定定の命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第40条	番号法第9条第1項、別表第70項 番号法第5条の主務省令で定める事務を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第5号) 第40条	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月1日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定定の命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項及び第70項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項、第70項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基く利用特定個人情報提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条、第9、96項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基く利用特定個人情報提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第97条、及び第98条第4項、第98条第1項、第114条第1項口	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月1日	②-1 しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月1日	②-2 しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和7年9月28日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月1日	②-3 しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和7年9月28日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月1日	IV リスク対策 9. 人手を介在させる作業 (項目なし)	(項目なし)	十分である ■判断の根拠 申請書からマイナンバーが得られない場合にのみ、任意の日に照会をすることができ、その際は、複数人での確認および集による最終確認を行い、漏れが生じないよう対策とっていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月1日	IV リスク対策 11. 漏えい免責が厳しいと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 (項目なし)	(項目なし)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月1日	IV リスク対策 11. 漏えい免責が厳しいと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 (項目なし)	(項目なし)	十分である	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月1日	IV リスク対策 11. 漏えい免責が厳しいと考えられる判断の根拠 (項目なし)	(項目なし)	システム起動時には職員のみが特別認証により確認を行い、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧が可能となるシステムと確認を実施している。また、本来業務時に使用する統合案内システムにおいても、各職員が閲覧できる特定個人情報には、担当業務に必要な範囲に限定している。	事前	システム標準化に伴う再評価